

日本オートキャンピングクラブ 会則

第1章 名称と事務所

- 第1条 本クラブは日本オートキャンピングクラブ(略称 NACC)と称する。
- 第2条 本クラブの事務所は、理事会の委託依託する所とし、会の運営に必要な事務を行う。
- 第3条 事務局は、別に定める事務局規定に基づき、会の業務を行う。

第2章 目的と事業

- 第4条 本クラブは、オートキャンプを楽しむことで、会員相互の親善を深め利便を図り、ファミリーキャンプの健全な発展に寄与することを目的とする。
1. 定期キャンプの開催。
 2. オートキャンプに関する関係方面との連絡、交渉ならびにキャンプ地の確保を図る。
 3. キャンピングの知識を深め、マナーの向上に努める。
 4. 国際交流の活潑化と国際親善に寄与する。
 5. 定例会、研究会を開き、会員相互の質的向上と親睦をはかる。
 6. 本クラブの目的、発展のため普及促進として、広報活動を行なう。

第3章 会員の資格

- 第5条 本クラブ員はオートキャンプの愛好者であること。
- 第6条 入会は、理事会の同意で承認され事務局で取り扱う。(会員規定は別に定める)
- 第7条 入会が認められた者はすみやかに事務局において入会手続きし、入会金および年度会費を納入しなければならない。

第4章 組織と運営

- 第8条 本クラブは前章に規定された資格の会員で組織される。
- 第9条 本クラブの運営は、理事会および運営委員会がおこなう。
- 第10条 本クラブに役員として会長(1名)、副会長(若干名)、会計(1名)、理事(9名以内)および運営委員を置く。会長および副会長は理事及び運営委員を兼務する。
- 第11条 役員の選出は総会において会員の互選により行い選出方法は、別に定める選挙規定によるものとする。
- 第12条 理事(会長および副会長を含む)の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 第13条 運営委員は、会員の推薦により会長が委任する。
任期は1年とし再任は妨げない。
- 第14条 運営委員は本クラブの事業を推進するものとし、委員数は必要に応じて増減される。
運営委員規定は別に定める。

第5章 特別会員

- 第15条 本クラブの事業および発展に多大な貢献があった者に限り名誉会長および名誉会員の特別会員を置くことができる。特別会員規定は別に定める。

第6章 財 務

第16条 本クラブの財務は、会費、寄付、事業等をもって運営する。

但し、必要な場合は臨時会費を徴収することができる。

第17条 会員は会費を納めなければならない。会費は入会金3千円、年度会費6千円とする。

会員継続される場合は当年度1月末までに前納しなければならない。

第18条 会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終る。会計事務は会計業務細則により会計が処理し、役員会の承認を受け、総会に報告する。

第7章 会 議

第19条 会議は、総会、理事会および運営委員会とする。

第20条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1月に開催するものとする。臨時総会は、クラブ会員の4分の1以上の賛意があった場合に開催することができる。

第21条 総会は、クラブ会員家族数の4分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。総会会議規定は別に定める。

第22条 総会の議決は、出席会員(1家族1票)の2分の1以上の賛意をもって決する。(委任状は含まない、)

第23条 次の事項は、総会に提出し承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支決算ならびに予算。
2. その他、総会において必要と認めた事項。

第8章 雑 則

第24条 本クラブの会則の実施に関し、会則に定めるもののほかに必要な事項は理事会および運営委員会が議決し、実施に移すことができる。

第9章 裁 定

第25条 本クラブ員は次の事由によってクラブ員の資格を喪失する。

1. 会費を正当な理由なく滞納した場合。
2. 本クラブの名誉を傷つけ・又は本クラブの目的および規約に反する行為があった場合。
3. 理事会がクラブ員としての資格を認めなくなった場合は総会に諮り出席者(1家族1票)の3分の2以上の同意を得て退会させることができる。

第10章 附 則

第26条 要綱の会費は如何なる場合でも返還しない。

第27条 本会則の変更は総会の議決によるものとする。

第28条 改正

第29条 本会則は平成11年1月17日から施行する。

第30条 平成29年1月22日定例総会にて改正

総会規定

■ 定款 21 条の総会の会議は本規定による。

- ・ 会員は招集の通知に指定された期日に議場に集合しなければならない。
- ・ 総会は全会員で構成される。
- ・ 総会は通常総会と臨時総会の 2 種とする。
- ・ 通常総会は毎年 1 月に会長が招集する。但し、やむを得ない場合は開期を変更することができる。
- ・ 臨時総会は理事会が必要と認めたとき会長が召集し、又、会員の 4 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して召集の要求があったとき、会長は 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- ・ 総会の議長及び書記は出席した会員の中からその都度各 1 名を互選する。
- ・ 総会は会員の 4 分の 1 以上の出席によって成立する。(委任状を含む)
- ・ 議長は会議を開くときは、開会の旨を宣告しなければならない。
- ・ 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理しなければならない。
- ・ 議長は会議前に出席会員数を報告しなければならない。
- ・ 全ての会員は議案を発議することができる。
- ・ 議事は、議案に対する質疑又は討論が終了したとき議長がその終局を宣言し採択する。発言が尽きないときは、会員から質疑又は討論終局議題と動議を提出することができる。
- ・ 全ての動議を議題とするには 2 人以上の賛成を要する。
- ・ 会員が発言しようとするときは挙手して議長を呼び、自己の氏名又は会員番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
- ・ 議長は質疑討論その他の発言につき、特に会員の議決のあった場合を除いて時間を制限することができる。
- ・ 議長が表決を宣言した後は何人もその議題について発言することができない。
- ・ 表決はすべて起立又は挙手により、議長はその多少を認定して可否の結果を宣言する。
- ・ 議長が必要と認めたとき又は出席会員の 5 分の 1 以上の要求があったときは投票で表決を採る。
- ・ 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決める。
- ・ 投票の終わったときは議長はその結果を宣言する。
- ・ 会議中にこの規則に違反しその他議場の秩序を乱す会員があるときは、議長はこれを制止し命に従わないときは、当日の会議が終わるまで発言を禁止又は議場外に退去を命ずることができる。
- ・ 議場が騒然となり、そのため整理し難い時は議長は当日の会議を中止又はこれを閉じることができる。
- ・ 議事録は書記が作成する。議事録に署名すべき会員の数は 2 名とし議長が指名する。

■ 議事録は次の事項を記載する。

- ・ 開会の日時及び場所
- ・ 会員の定数及び出席した会員の数
- ・ 議事の要領(議案の説明、討議の様態等につき要点を記載する)
- ・ 議決した事項及び賛否の数

■ 総会の議決を要する事項。

- ・ 会則の変更
- ・ 総会の承認を要する事項
- ・ 事業計画、収支予算及び収支決算
- ・ 基本財産に関する事項
- ・ その他重要な事項

■ 総会の報告を要する事項。

- ・ 庶務及び会計に関する事項
- ・ 施行した事業
- ・ 寄附された金品の収支

会長は総会において議決された事項を速やかに会員に通知しなければならない。